

電気通信事業法施行規則の一部改正について

(諮問第3165号)

<目 次>

1	答申書（案）	1
2	電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案	
	○概要	4
	○新旧対照表	23
	(参考)	
	・ 告示案（料金指数の連続性を保つために必要な料金 指数の修正の方法を定める件）	26
	・ 上限価格方式の運用に関する研究会 中間とりまと め（令和5年2月）	28

情 郵 審 第 * 号
令 和 5 年 5 月 * 日

総 務 大 臣
松 本 剛 明 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 相 田 仁

答 申 書（案）

令和5年3月24日付け諮問第3165号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、意見募集による提出意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見及びそれらに対する考え方

意見募集期間: 令和5年3月 25 日(土)～令和5年4月 24 日(月)
案件番号: 145210076(電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集)

意見提出者一覧

意見提出者 2件

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	西日本電信電話株式会社
2	東日本電信電話株式会社

意見	考え方	修正の有無
プライスカップ規制は、競争が十分に進展しないサービスであって、利用者影響が大きいものに対する料金規制として、2000年より、NTT東西の固定電話等が規制対象と指定されてきたところです。しかしながら、当時から情報通信市場は大きく変化しており、利用者のコミュニケーション手段の多様化に伴って、固定電話の需要の減少は顕著となっています。今後、こうした動きがさらに加速することが想定される中で、「固定電話をいかに維持していくか」が課題となっており、プライスカップ規制は導入当初の目的・役割を終えていると認識しています。 その中で、今回、加入者回線サブバスケットの廃止や料金指数の算出方法について、一定の簡素化や指数の連続性を保つための方法が定められたことは、制度運用の効率化の観点から適当と考えますが、当社としては、これらの見直しにとどまらず、制度運用や規制対応に係るコストの低減を図る観点から、市場環境変化等を踏まえたプライスカップ制度の在り方について、更なる検討が必要であると考えます。 【東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社】	加入者回線サブバスケットの廃止や料金指数の算出方法についての御意見は、賛同の御意見として承ります。 プライスカップ制度の在り方については本案における意見募集の対象ではありませんが、総務省において、今度の参考とすべきと考えます。 なお、「上限価格方式の運用に関する研究会 中間取りまとめ」（令和5年2月）においては、「制度の在り方について総務省において根本的な見直しを行うべき」とされています。	無

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案

IP網へのマイグレーションに伴う料金体系変更等を踏まえた
プライスキップ規制に係る規定の整備

概要

令和5年3月24日
総務省
総務省
料金通信基盤局
課

- 利用者料金その他の提供条件については、累次の規制緩和を経て、原則、事前規制がかかっていない。
- ただし、極めて公共性の高い分野等については、一定の規制。
- 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害しているときは、料金の適正性を担保するため、契約約款変更命令や業務改善命令を課することができる。

基礎的電気通信役務

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務。

対象：電話（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）
 公衆電話（第一種公衆電話の市内通話、離島特例通話、緊急通報）
 災害時用公衆電話
 光IP電話（加入電話を提供する者のOAB～J番号を使用する音声伝送役務で、基本料金額が一定の条件のもの）

具体的な規制内容

契約約款を作成し、
 総務大臣に届出

指定電気通信役務

ボトルネック設備を設置する電気通信事業者（NTT東日本・西日本）が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務。

例：NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線
 ・フレッツ光・フレッツISDN・ひかり電話 等

保障契約約款を作成し、
 総務大臣に届出

特定電気通信役務

指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務。

例：NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN・公衆電話

プライスキャップ規制
 の対象

上限価格方式とは

- ・料金水準を規制する手法の一つ。
- ・行政が物価上昇率、生産性向上率、費用情報等に基づき上限価格をあらかじめ設定し、上限価格方式による料金規制の対象となるサービスを提供する電気通信事業者は、その料金水準が上限価格以下であれば、自由に料金設定を可能とするもの。
- ・上限価格方式は、電気通信事業者が料金水準を上限価格以下に維持し、コストを低減できれば、その分だけ超過利潤を得られるということから自主的な効率化努力の誘因・動機付けを与える、いわゆる「インセンティブ規制方式」の一つ。

導入の経緯

- ・電気通信市場への参入自由化後、地域通信分野（加入者回線設備を用いるもの）では、NTTによる実質独占的なサービス提供が行われており、その料金は横ばいで推移。
- ・こうした状況に鑑み、市場メカニズムを通じた適正な料金の水準の形成が困難であることが想定されるサービス（指定電気通信役務）のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービス（特定電気通信役務）に対し、料金水準の上限（基準料金指数）を定めることにより、NTT東日本・西日本に経営効率化努力のインセンティブを付与しつつ、市場メカニズムによる場合と同等の実質的な料金の低廉化を目的として、平成12年（2000）10月から上限価格方式（プライスカップ制度）を導入。（電気通信事業法第21条）

プライスカップ制度の対象サービス（特定電気通信役務）

- ・NTT東日本・西日本が提供する音声伝送サービス（加入電話、ISDN、公衆電話）（電気通信事業法施行規則第19条の3）
- ・個別のサービスごとではなく、上限価格の対象役務種別のバスケットで基準料金指数を設定（電気通信事業法施行規則第19条の4）

種 別	対象サービス
音声伝送バスケット	加入電話・ISDN、公衆電話、番号案内料
加入者回線サブバスケット	加入電話・ISDN（基本料、施設設置負担金に限る）

プライスカップ制度の対象サービスの料金設定

- ・NTT東日本・西日本の実際の料金指数が、種別ごとに、基準料金指数を下回るものであれば、個々の料金は届出で設定が可能。
- ・基準料金指数を超える料金の設定については、総務大臣の認可が必要。（電気通信事業法第21条第2項）

基準料金指数

- ・能率的な経営の下における適正な原価や物価その他の経済事情を考慮して設定する料金水準。

$$\text{基準料金指数} = \text{前適用期間の基準料金指数} \times (1 + \text{CPI}^{\ast 1} - \text{X値} + \text{外生的要因}^{\ast 2})$$

※1: CPI: 消費者物価指数変動率

※2: 外生的要因: 消費税率や法人税率の変更等事業者の管理を超えたところで発生するコストの変化

- ・基準料金指数は、平成12年(2000)4月の料金水準を100として毎年算定し、毎年10月から1年間適用。
適用開始日の90日前(毎年6月末)までにNTT東日本・西日本に通知(電気通信事業法施行規則第19条の5、第19条の7)。

生産性向上見込率(X値)

- ・基準料金指数の算定に必要な生産性向上見込率(X値)は、3年ごとに生産性の伸びやコスト動向をもとに算定。(電気通信事業法施行規則第19条の5第4項)
- ・X値は、「上限価格方式の運用に関する研究会」において算定。現在のX値は、令和3年(2021)年10月から令和6年(2024)年9月まで適用。

(参考)

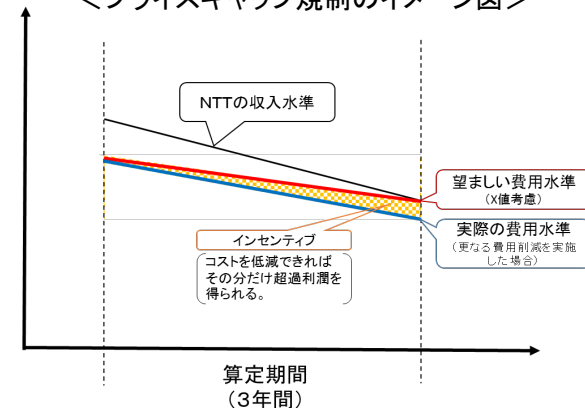
- ・X値は、その適用期間の最終年度に収支が相償するように算定され、具体的には次の式で表される。

$$\text{収入} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - \text{X値})^3 = \text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税額} \quad (\text{CPI})$$

- ・これを、左辺をX値として整理すれば次のとおりであり、消費者物価指数変動率、費用、収入等の予測値からX値を算定

$$\text{X値} = 1 + \text{消費者物価指数変動率} - \sqrt[3]{(\text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税額}) \div \text{収入}} \quad (\text{CPI})$$

＜プライスカップ規制のイメージ図＞



実際料金指数

$$\text{料金指数} = \frac{\sum P_{ti} S_i}{\sum P_{oi} S_i} \times 100$$

現在の料金額 × 前年度のトラヒック

平成12年（2000年）4月の料金額 × 前年度のトラヒック

P_{ti}: 通信の距離及び速度その他の料金区分ごとの料金額

P_{oi}: 法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準料金指数の適用の日の六月前における料金額でP_{ti}に対応するもの

S_i: P_{ti}が適用される電気通信役務の基準年度における供給量

（電気通信事業法施行規則第19条の6）

具体例

	2000年料金(P _{oi})	2022年料金(P _{ti})	2021年度通信量(S _i)
A通話料	20円	24円	100
B通信料	30円	25円	50

$$\begin{aligned} \text{料金指数} &= \text{現在料金} \times \text{現在トラヒック} \div \text{2000年料金} \times \text{現在トラヒック} \\ &= ((24 \times 100) + (25 \times 50)) \div ((20 \times 100) + (30 \times 50)) \times 100 = 104 \end{aligned}$$

1. NTT東西のIP網への移行により、令和6年1月からNTT東西の加入電話が、基本料は現状と同額のまま、通話料が全国一律料金に改定（料金体系の変更）される。
2. 現在のプライスカップ規制は、音声伝送バスケットと加入者回線サブバスケット単位で基準料金指数を設定しているが、2つのバスケットの内容が近接してきている。

1. IP網へのマイグレーションに伴う料金体系変更への対応

（県間通話・国際通話の扱い）

- ・ 県間通話については、全国一律の料金として県内通話（市内通話及び県内市外通話）と同様の条件で提供されるものであることから、県内通話と区別する必要はなく、プライスカップ規制の対象として取り扱うことが適当である。
- ・ 国際通話については、対地国によりその料金幅等が多様であること、コストの約7割が国際中継アクセスチャージであることから、NTT東日本・西日本による料金設定の裁量の範囲が少ないため、プライスカップ規制にはなじまず、対象外として取り扱うことが適当である。

（実際料金指数の算出方法）

- ・ 料金指数算出のためのトラヒックは、距離段階別トラヒックをプライスカップ制度のためだけに求めることは規制対応コストの観点から望ましくなく、料金指数の算出方法を簡素なものとするためにも、全国一律となる料金体系に合わせて、全国一括とすべきである。
- ・ 基準料金は、プライスカップ制度開始以降の料金指数との連続性を保つため、現在の平成12年4月時点から料金体系が変更される令和6年1月時点の料金に変更し、これを平成12年4月時点料金を基準に用いて算出した令和6年1月時点の料金指数で割り戻すべきである。
- ・ 県間通話を令和6年1月からプライスカップ制度の対象とする場合、制度開始時からの料金指数水準に影響を与えないように、県間通話導入時（令和6年1月）時点の料金を現在の既存対象サービスの料金指数（平成12年4月時点を基準とした令和6年1月時点の料金）で割り戻し、県間通話に係る基準料金として設定することが適当である。
- ・ なお、NTT東日本・西日本のメタルIP電話は全国一律料金で提供されるため、令和6年1月以降の実際料金指数は同一の算出単位とすべきである。

2. 対象サービスの検討

- ・ 音声伝送バスケットに占める加入者回線サブバスケットの割合が年々上がっており、また、X値も音声伝送バスケットと加入者回線サブバスケットに同じ値を適用しているなかで、サブバスケットを撤廃することが適当である。

1. IP網へのマイグレーションに伴う料金体系変更への対応【令和6年1月1日施行】

①マイグレーション後に新たに提供するサービスの扱い

- ✓ 「特定電気通信役務の範囲」として、「指定電気通信役務」の「音声伝送役務」から国際通話を対象外とする。【施行規則第19条の3】

②実際料金指数の算出方法

- ✓ 実際料金指数算出のための基準料金を、現在の平成12年4月時点から料金体系が変更される令和6年1月時点の料金に変更する。【新規告示】<諮問対象外>
- ✓ 変更した基準料金については、プライスカップ制度開始以降の料金指数との連続性を保つため、平成12年4月時点の料金を基準に用いて算出した令和6年1月時点の料金指数で調整を行う。【新規告示】<諮問対象外>
- ✓ 令和6年1月から提供が開始され、プライスカップ制度の対象となる県間通話については、制度開始時からの料金指数に影響を与えないようにするため、令和6年1月時点の料金を、既存対象サービスの平成12年4月時点の料金を基準に用いて算出した令和6年1月時点の料金基準で調整を行う。【新規告示】<諮問対象外>

2. 対象サービスの検討【令和5年10月1日施行】

①加入者回線サブバスケットの廃止

- ✓ 「特定電気通信役務の種別」として設定している加入者回線サブバスケットを撤廃する。【施行規則第19条の4】

1. ①新たに提供するサービスの扱い

11

- 令和6年1月以降、NTT東西において距離別料金体系が撤廃され、県間通話を含む全国を対象に一律料金として提供される予定。
- また、固定電話からの国際通話も新たに提供開始される予定。

基本料（月額・税込）		現状		I P 網への移行後	
		事務用	住宅用	事務用	住宅用
加入電話 （注）	3級取扱所	2,750円	1,870円	現状と同額	
	2級取扱所	2,585円	1,705円		
	1級取扱所	2,530円	1,595円		

（注）施設設置負担金の支払いを要するプランのダイヤル回線用の場合

通話料（税込）		現状	I P 網への移行後
固定電話発	固定電話着	昼間・夜間：9.35円/3分～11円/45秒 深夜・早朝：9.35円/4分～11円/90秒 ＜距離段階・時間帯別・ 県間通話未提供 ＞	9.35円/3分 ＜ 全国一律・全時間帯 ＞
	携帯電話着	17.6円/分	現状と同額
	050IP電話着	11.55～11.88円/3分 ＜ 事業者別 ＞	11.55円/3分
公衆電話発	固定電話着	昼間・夜間：56秒/10円～8秒/10円 深夜・早朝：76秒/10円～13.5秒/10円 ＜距離段階・時間帯別＞	56秒/10円 ＜ 全国一律・全時間帯 ＞
	携帯電話着	15.5秒/10円	現状と同額
	050IP電話着	17.0～18.0秒/10円	18.0秒/10円
固定発国際通話		提供なし	9円～/1分 ＜ 国・地域別料金 ＞

- ✓ **県間通話**については、県内通話と同様の条件で提供されるものであることから**県内通話と区別する必要はなく**、プライスキャップ規制の対象として扱うが、「**加入電話、公衆電話及び総合デジタル通信サービスに係る音声伝送役務**」に含まれるため改正措置は不要。
- ✓ **国際通話**については、対地国によりその料金幅等が多様であることなどから、**NTT東日本・西日本による料金設定の裁量の範囲が少なく**、**プライスキャップ規制の対象外とすることが適当であるため**、「**電話及び総合デジタル通信サービスに係る音声伝送役務**」から**国際通話を除く改正を行う**。

改正案

◆電気通信事業法施行規則(以下「施行規則」という)

改正後	改正前※
第十九条の三 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第十八条で定める指定電気通信役務であつて、 <u>加入電話、公衆電話（第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務を除く。）及び総合デジタル通信サービスに係る音声伝送役務（国際電話及び国際総合デジタル通信サービスに係るものを除く）とする。</u>	第十九条の三 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第十八条で定める指定電気通信役務であつて、 <u>次に掲げるもの以外のものとする。</u> <u>一 加入電話、公衆電話（第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務を除く。）及び総合デジタル通信サービスを除く音声伝送役務</u> <u>二 データ伝送役務</u> <u>三 専用役務</u>

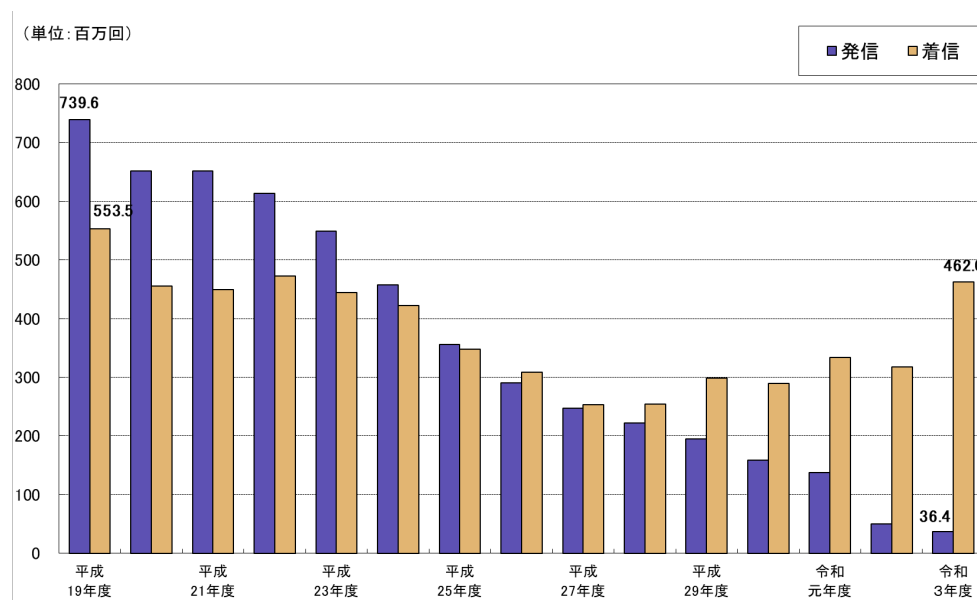
※ 当該規定は、諮問第3162号（令和5年3月3日）にて、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問中の改正事項を反映したもの。

【特定電気通信役務の範囲】

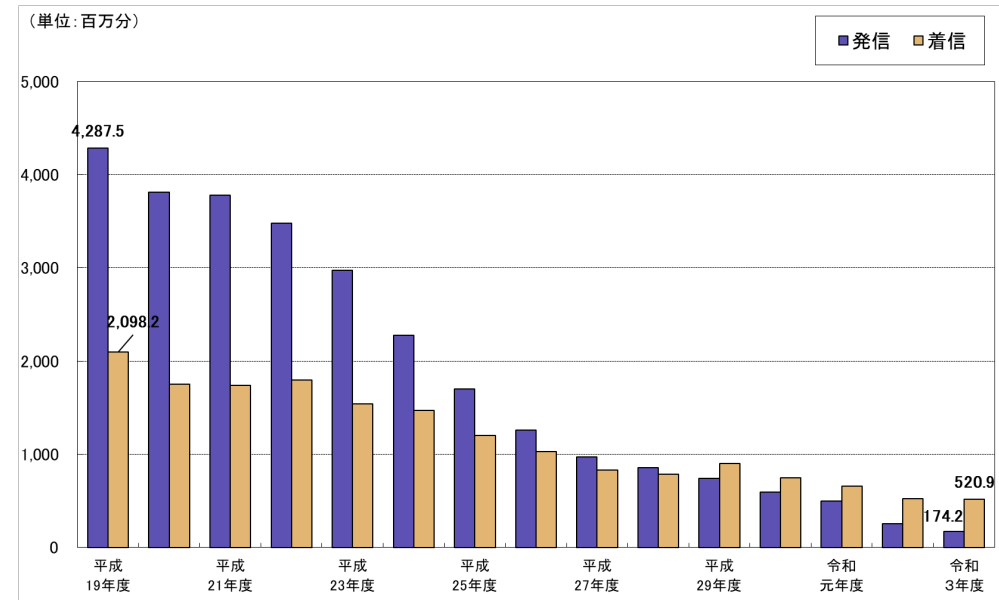
指定電気通信役務

音声伝送役務 (加入電話、公衆電話及び総合デジタル通信サービス) <u>国際電話及び国際総合デジタル通信サービス</u>	音声伝送役務 (加入電話、公衆電話及び 総合デジタル通信サービスを除く) <現1号>
データ伝送役務<現2号>	
専用役務<現3号>	

【国際電話の発着信別通信回数の推移】

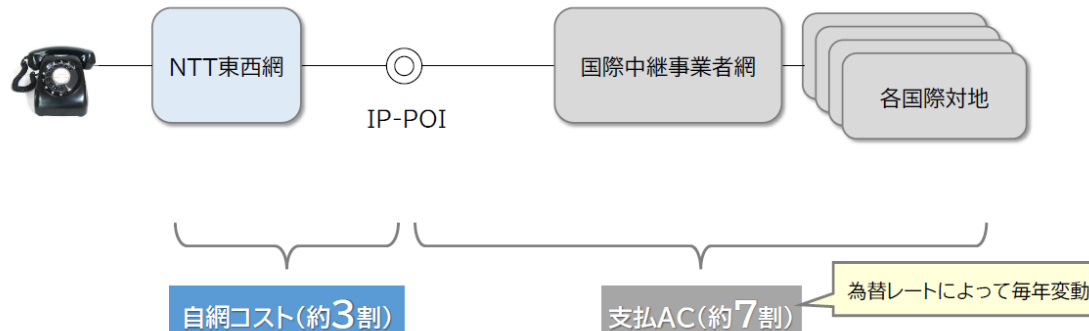


【国際電話の発着信別通信時間の推移】



(出典)総務省:通信量からみた我が国の音声通信利用状況

【国際通話コストの構成】



(出典)上限価格方式の運用に関する研究会(第1回)
NTT東日本・西日本提出資料

1. ② 実際料金指数の算出方法

- 現行の実際料金指数は、距離別料金を前提として算出されていることから、令和6年1月のNTT東西の料金体系変更に伴い、全国一律料金を前提とした算出方法に変更する。
- プライスカップ制度開始以降の料金指数との連続性を保つため、実際料金指数を算出するための基準料金を、平成12年4月時点料金から、平成12年4月時点の料金を基準に用いて算出した令和6年1月時点の料金指数で調整した令和6年1月時点料金に変更する。

$$\text{料金指数} = \frac{\sum \text{料金区分毎の現在料金 (Pti)} \times \text{料金区分毎の前年度のトラヒック (Si)}}{\sum \text{料金区分毎の基準料金額 (Poi)} \times \text{料金区分毎の前年度トラヒック (Si)}} \times 100$$

【現行】

区域内	X	区域内
隣接料金	X	隣接料金
～20km	X	～20km
...	X	...
100km～	X	100km～
現在料金		前年度トラヒック
区域内	X	区域内
隣接料金	X	隣接料金
～20km	X	～20km
...	X	...
100km～	X	100km～
基準料金 (H12年4月)		前年度トラヒック

【令和6年1月以降】

一律	X	全国
現在料金		前年度トラヒック
一律 (R6.1料金を調整※)	X	全国
基準料金		前年度トラヒック

※平成12年4月時点の料金を基準に用いて算出した令和6年1月時点の料金指数により調整。

◆施行規則

（料金指数の算出方法）

第十九条の六 法第二十一条第一項の料金指数は、特定電気通信役務の種別ごとに、次の式により算出するものとする。

$$\text{料金指数} = (\sum P_{ti} S_i / \sum P_{oi} S_i) \times 100$$

P_{ti} は、通信の距離及び速度その他の料金区分ごとの料金額

P_{oi} は、法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準料金指数の適用の日の六月前における料金額で P_{ti} に対応するもの

S_i は、 P_{ti} が適用される電気通信役務の基準年度における供給量

2 前項に定めるもののほか、総務大臣は、**料金指数の連続性を保つために必要な料金指数の修正の方法を別に定めるものとする。**

プライスカップ制度開始以降の料金指数と変更後の料金体系に基づく料金指数の連続性を保つための、料金体系変更後の基準料金 (Poi) について告示で規定

① 令和6年1月に料金体系が変更される役務(市内・市外通話料等): **変更後料金を、対象役務の「平成12年4月時点料金を基準に用いて算出した令和6年1月時点の料金指数」(修正指数)で割り戻したものを基準料金 (Poi) とする。**

② 令和6年1月から新たに提供される役務(県間通話料): **新料金を、類似する役務の修正指数で割り戻したものを基準料金 (Poi) とする。**

※料金体系に変更のない役務(基本料等): 基準料金の変更は行わず、平成12年4月時点の料金を引き続き使用する。

【基準料金の修正イメージ】

令和6年1月時点料金

÷

令和6年1月に料金変更される役務の
平成12年4月料金基準の
令和6年1月時点の料金指数
【修正指数】

=

令和6年1月以降の
基準料金 (Poi)

- ① 固定電話
市内・市外通話料
- ② 固定電話
県間通話料

8.5円/3分
(税抜)

- ①市内・市外通話料の料金指数
(東日本XX、西日本YY)
- ②類似する役務の料金指数
(県間通話の場合、市内・市外通話)
(東日本XX、西日本YY)

東日本: 8.5円 ÷ XX/3分
西日本: 8.5円 ÷ YY/3分

告示案

◆新規告示（料金指数の連続性を保つために必要な料金指数の修正の方法を別に定める件（総務省告示〇〇号））

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第十九条の六第二項の規定に基づき、料金指数の連続性を保つために必要な料金指数の修正の方法を次のように定め、令和六年一月一日から施行する。

電気通信事業法施行規則第十九条の六第一項の規定により、料金指数（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十一条第一項に規定するものをいう。）を算出する際に用いる $P o i$ は、次の各号に掲げる特定電気通信役務にあっては、当該各号に定める方法により修正したものとする。

- 一 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に提供されている特定電気通信役務であって、施行日に料金額を変更するもの 当該変更後の料金区分ごとに、施行日時点の料金を、次の式により算出する指数（以下「修正指数」という。）で除する方法【対象：県内通話に係る加入電話、公衆電話、ISDN】

$$\text{修正指数} = \sum P t i' S i' / \sum P o i' S i'$$

$P t i'$ は、変更後の料金区分に含まれる施行日の前日時点の通信の距離及び速度その他の料金区分に対応する施行日時点の料金額【令和6年1月1日に全国一律化した料金を変更前の距離別区分に対応させるもの】

$P o i'$ は、変更後の料金区分に含まれる平成十二年四月一日時点の通信の距離及び速度その他の料金区分ごとの料金額【平成12年4月時点の料金】

$S i'$ は、変更後の料金区分に含まれる施行日の前日時点の通信の距離及び速度その他の料金区分に対応する電気通信役務の令和四年度における供給量【距離別料金に係る区分を踏まえた供給量（トラヒック等）】

- 二 施行日から新たに提供される特定電気通信役務 施行日時点の料金を、類似する特定電気通信役務の修正指数で除する方法【対象：県間通話に係る加入電話、公衆電話、ISDN】

- 音声伝送バスケットに占める加入者回線サブバスケットの割合が年々上がっており、また、X値も音声伝送バスケットと加入者回線サブバスケットに同じ値を適用しているなかで、サブバスケットを維持する必要性が低下している。

【音声伝送バスケットと加入者回線サブバスケット】

種 別	対象サービス
音声伝送バスケット	加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金、通話・通信料)、公衆電話(通話・通信料)、番号案内料
加入者回線サブバスケット	加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金)

【音声伝送バスケットに加入者回線サブバスケットが占める割合】

		平成16年度	平成19年度	平成22年度	平成25年度	平成28年度	令和元年度
収入	NTT東日本	74.6%	80.8%	84.4%	86.7%	88.9%	90.3%
	NTT西日本	73.9%	81.2%	85.5%	87.3%	89.2%	90.5%
費用	NTT東日本	74.8%	87.3%	88.9%	90.1%	90.5%	91.0%
	NTT西日本	75.2%	87.5%	90.1%	90.5%	91.1%	91.2%

【加入者回線サブバスケットのX値】

	X値	理由
平成18年	CPI連動	具体的なX値の算定が困難
平成21年	CPI連動	具体的なX値の算定が困難
平成24年	CPI連動	具体的なX値の算定が困難
平成27年	音声伝送バスケット準用	音声伝送バスケットに占める割合が高く、同一視できる水準
平成30年	音声伝送バスケット準用	音声伝送バスケットに占める割合が高く、同一視できる水準
令和3年	音声伝送バスケット準用	音声伝送バスケットに占める割合が高く、同一視できる水準

✓ 特定電気通信役務の対象として設定している加入者回線サブバスケットを、次期基準料金指数適用期(令和5年10月1日)より撤廃する。

改正案

◆施行規則

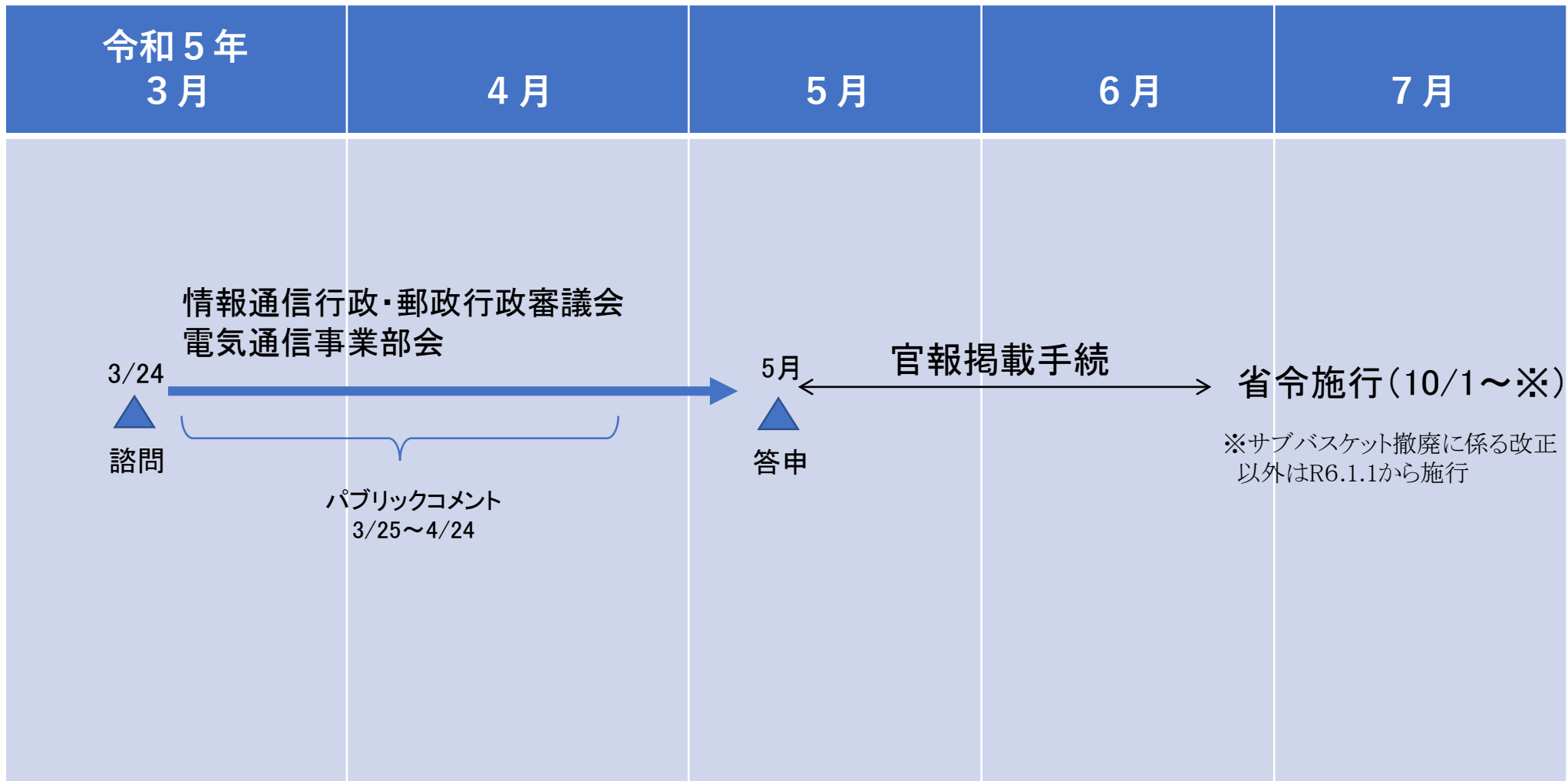
改正後	改正前
(特定電気通信役務の種別) 第十九条の四 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務の種別は、 <u>音声伝送役務</u> とする。	(特定電気通信役務の種別) 第十九条の四 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務の種別は、 <u>次のとおり</u> とする。 <u>一 音声伝送役務</u> <u>二 音声伝送役務であつて第一種指定端末系伝送路設備(第一種指定電気通信設備である固定端末系伝送路設備をいう。以下同じ。))のみを用いて提供されるもの</u>

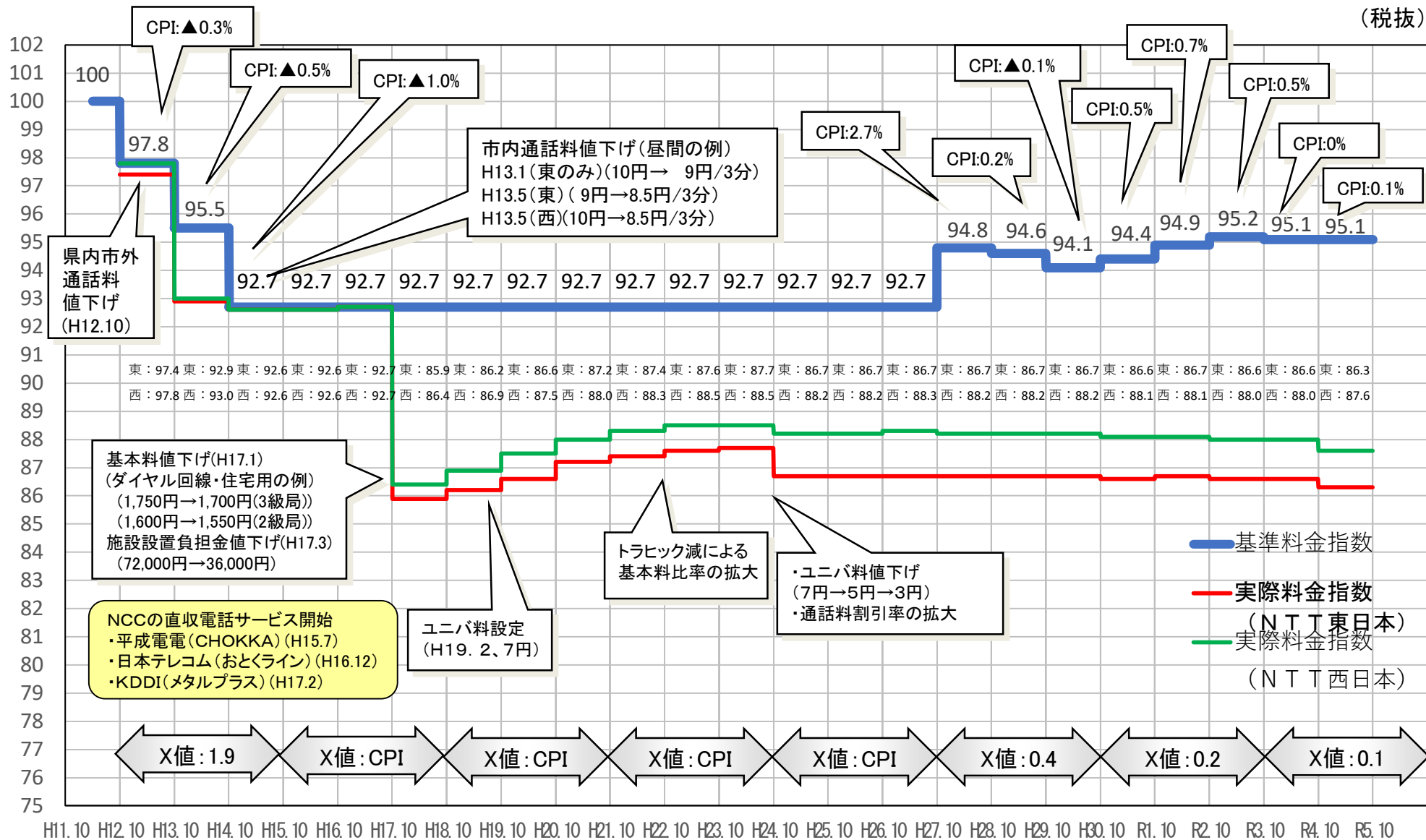
※「第一種指定端末系伝送路設備」の定義については、施行規則第23条の2第4項第3号に追加。

【特定電気通信役務の種別】

種 別	対象サービス
音声伝送バスケット	加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金、通話・通信料)、公衆電話(通話・通信料)、番号案内料
加入者回線サブバスケット	加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金)

音声伝送役務であつて第一種指定端末系伝送路設備(第一種指定電気通信設備である固定端末系伝送路設備をいう。以下同じ。)のみを用いて提供されるもの(現2号)





※ X値・・・生産性向上見込率

※ CPI・・・消費者物価指数変動率

※ 音声伝送サービス全体は、加入電話・ISDN(施設設置負担金・基本料・通話料・通信料)、公衆電話(通話料・通信料)を対象とする。



全ての電気通信役務

競争事業者の

- ・電話（通話）
 - ・F T T H
 - ・A D S L
 - ・I S D N
 - ・専用サービス
 - ・I P 電話（O A B ～ J - I P 電話※¹及び050-I P 電話）
- ※¹ 基礎的電気通信役務に該当するO A B ～ J - I P 電話を除く

携帯電話、PHS、インターネット接続サービス 等

指定電気通信役務

（保障契約約款届出対象役務）

（ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務）

N T T 東日本・西日本の

- ・F T T H <フレッツ光、フレッツ光ネクスト>
- ・専用サービス <一般専用サービス 等>
- ・O A B ～ J - I P 電話 <ひかり電話>※²
- ・その他 <フレッツI S D N 等>

※² ひかり電話のうち、加入電話に相当するものは、基礎的電気通信役務にも該当

N T T 東日本・西日本の

- ・その他 <フレッツA D S L 等>

基礎的電気通信役務（契約約款届出対象役務）

（国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務）

競争事業者の

- ・電話
（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）
- ・加入電話に相当するO A B ～ J - I P 電話
（加入電話を提供する者のO A B ～ J 番号を使用する音声伝送役務で、基本料金の額が一定の条件のもの）

N T T 東日本・西日本の加入電話に相当するO A B ～ J - I P 電話（基本料）

（加入電話を提供する者のO A B ～ J 番号を使用する音声伝送役務で、基本料金の額が一定の条件のもの）

N T T 東日本・西日本の

- ・加入電話（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）
- ・第一種公衆電話※³（市内通話、離島特例通話、緊急通報）

※³ 戸外における最低限の通信手段として設置（市街地においては1 km四方に1台、それ以外の地域においては2 km四方に1台設置。）されている公衆電話

特定電気通信役務

（プライスカップ規制対象役務）

（指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務）

N T T 東日本・西日本の

- ・加入電話（市内通話、県内市外通話等）
- ・I S D N（加入者回線アクセス、市内通話、県内市外通話）
- ・公衆電話（基礎的電気通信役務以外）

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
(特定電気通信役務の範囲) 第十九条の三 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第十八条で定める指定電気通信役務であつて、加入電話、公衆電話(第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務を除く。)及び総合デジタル通信サービスに係る音声伝送役務(国際電話及び国際総合デジタル通信サービスに係るものを除く。)とする。 〔削る〕 〔削る〕 〔削る〕 (特定電気通信役務の種別) 第十九条の四 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務の種別は、音声伝送役務とする。 〔削る〕 〔削る〕 (第一種指定電気通信設備の基準等) 第二十三条の二 法第三十三条第一項の指定は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。 〔2・3 略〕 4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものであつて、当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なものとする。 〔一・二 略〕 三 第一種指定端末系伝送路設備(第一種指定電気通信設備である固定端末系伝送路設備をいう。以下同じ。)及び前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備その他前二号に掲げる設備に付随する設備 〔四 略〕 備考 表中の「」の記載は注記である。	(特定電気通信役務の範囲) 第十九条の三 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第十八条で定める指定電気通信役務であつて、次に掲げるもの以外のものとする。 一 加入電話、公衆電話(第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務を除く。)及び総合デジタル通信サービスを除く音声伝送役務 二 データ伝送役務 三 専用役務 (特定電気通信役務の種別) 第十九条の四 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務の種別は、次のとおりとする。 一 音声伝送役務 二 音声伝送役務であつて第一種指定端末系伝送路設備(第一種指定電気通信設備である固定端末系伝送路設備をいう。以下同じ。)のみを用いて提供されるもの (第一種指定電気通信設備の基準等) 第二十三条の二 〔同上〕 〔2・3 同上〕 4 〔同上〕 〔一・二 同上〕 三 第一種指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備その他前二号に掲げる設備に付随する設備 〔四 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、電気通信事業法施行規則第十九条の四の改正規定は、令和五年十月一日から施行する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第十九条の六第二項の規定に基づき、料金指数の連続性を保つために必要な料金指数の修正の方法を次のように定め、令和六年一月一日から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則第十九条の六第一項の規定により、料金指数（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十一条第一項に規定するものをいう。）を算出する際に用いる Poi は、次の各号に掲げる特定電気通信役務にあつては、当該各号に定める方法により修正したものとする。

一 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に提供されている特定電気通信役務であつて、施行日に料金額を変更するもの 当該変更後の料金区分ごとに、施行日時点の料金を、次の式により算出する指数（以下「修正指数」という。）で除する方法

$$\text{修正指数} = \sum Pti' Si' / \sum Poi' Si'$$

Pti' は、変更後の料金区分に含まれる施行日の前日時点の通信の距離及び速度その他の料金区分に対応する施行日時点の料金額

Poi' は、変更後の料金区分に含まれる平成十二年四月一日時点の通信の距離及び速度その他の

料金区分ごとの料金額

S i' は、変更後の料金区分に含まれる施行日の前日時点の通信の距離及び速度その他の料金区分に対応する電気通信役務の令和四年度における供給量

二 施行日から新たに提供される特定電気通信役務 施行日時点の料金を、類似する特定電気通信役務の修正指数で除する方法

上限価格方式の運用に関する研究会

中間取りまとめ

令和5年2月13日

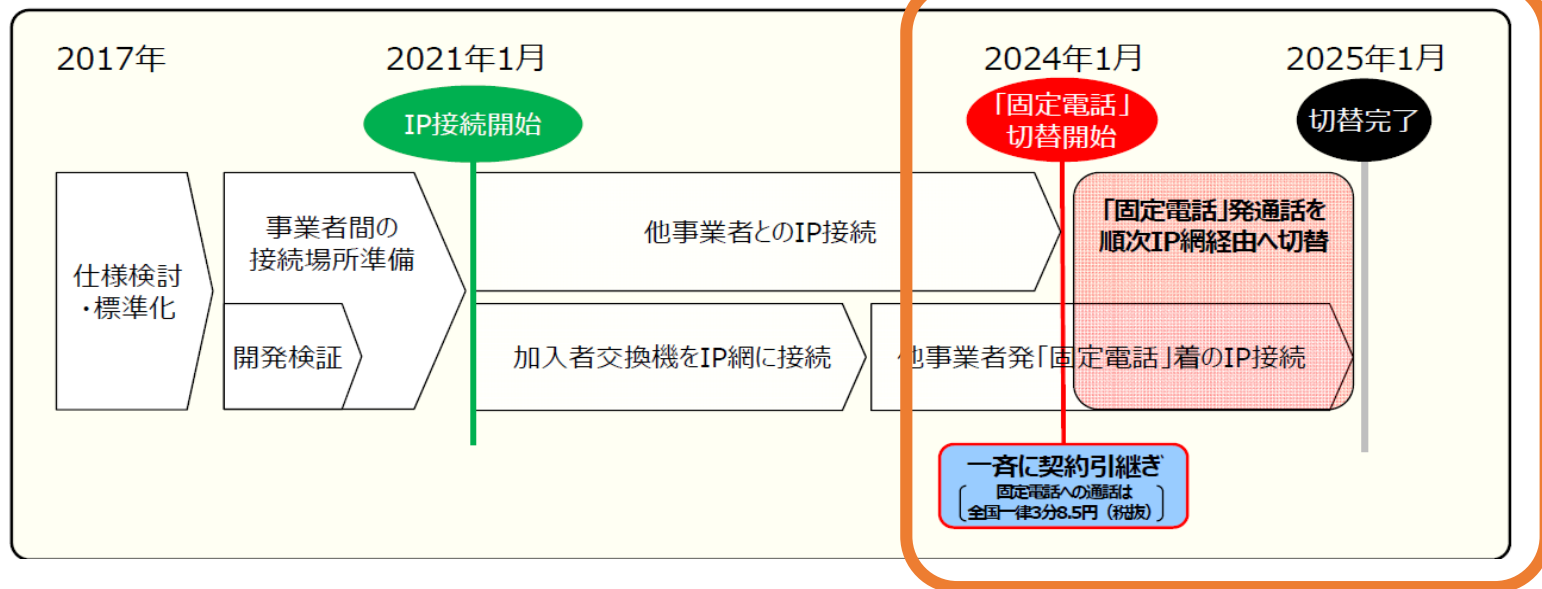
1 . IP網へのマイグレーションに伴う料金体系変更への対応

- ◆「固定電話」発信の通話のIP網経由への切替は、令和6年(2024年)1月から令和7年1月までに実施される予定。
- ◆「固定電話」の切替開始時に、加入電話の契約を一斉にメタルIP電話に引き継ぎ、新たな料金を適用。
- ◆現在は距離別としている通話料金体系について、令和6年1月以降は、全国一律料金に変更。

※距離別の料金を撤廃することにより、IP-IP接続では事業者間で精算のためのエリア情報の流通を行わないことを事業者間で合意

- ◆同時に、令和6年1月以降、固定電話からの国際電話も新たに提供予定。
- ◆基本的な音声サービスは維持し、利用者宅内での工事は不要で、電話機等もそのまま利用可能。

IP網への移行に伴うサービス切替えスケジュール



- ◆ 令和6年1月以降、距離別料金体系が撤廃され全国一律料金として提供されることとなる予定。
- ◆ また、固定電話からの国際通話も新たに提供開始される予定。

基本料(月額・税込)

現状

		事務用	住宅用
加入電話 (注)	3級取扱所	2,750円	1,870円
	2級取扱所	2,585円	1,705円
	1級取扱所	2,530円	1,595円

IP網への移行後

事務用	住宅用
現状と同額	

(注)施設設置負担金の支払いを要するプランのダイヤル回線用の場合

通話料(税込)

現状

固定電話発	固定電話着	昼間・夜間:9.35円/3分～11円/45秒 深夜・早朝:9.35円/4分～11円/90秒 ＜距離段階・時間帯別・ 県間通話未提供 ＞
	携帯電話着	17.6円/分
	050IP電話着	11.55～11.88円/3分 ＜事業者別＞
公衆電話発	固定電話着	昼間・夜間:56秒/10円～8秒/10円 深夜・早朝:76秒/10円～13.5秒/10円 ＜距離段階・時間帯別＞
	携帯電話着	15.5秒/10円
	050IP電話着	17.0～18.0秒/10円

IP網への移行後

9.35円/3分 ＜ 全国一律・全時間帯 ＞	
現状と同額	
11.55円/3分	
56秒/10円 ＜ 全国一律・全時間帯 ＞	
現状と同額	
18.0秒/10円	

固定発国際通話

提供なし

9円～/1分
＜**国・地域別料金**＞

検討事項

- ◆ 令和6年1月以降にNTT東日本・西日本により提供(料金設定)されることとなる県間通話、国際通話について、どのように扱うべきか。

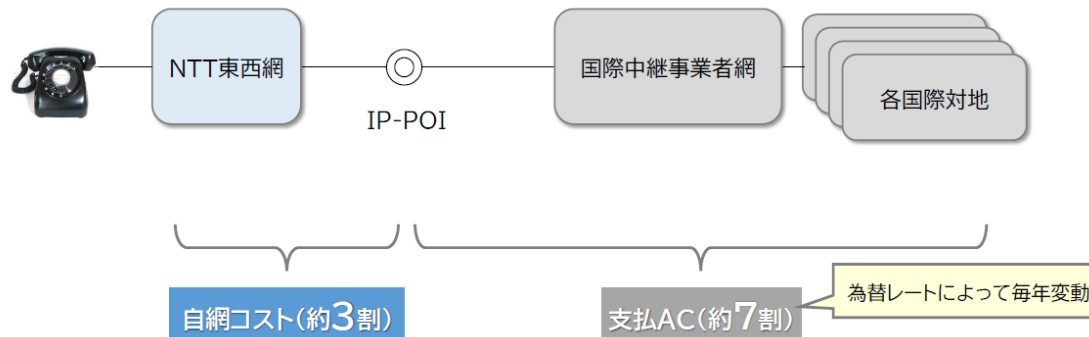
(事業者意見)

- ・ 国際通話は、トラヒック自体も減少傾向にあるが、対地国が約240ヶ国あり、ユーザ料金・アクセスチャージ(AC)はそれぞれ異なる。また、コストの約7割が当社の裁量範囲外の国際中継ACであり、為替レート等による変動もあるため、プライスキップのような規制にはなじまないのではないか。
- ・ ワイヤレス固定電話は、光回線電話同様、省令で実質的に上限料金が規定されており、改めてプライスキップ規制の対象とする必要はないのではないか。

方向性

- ・ 県間通話については、全国一律の料金として県内通話(市内通話及び県内市外通話)と同様の条件で提供されるものであることから、県内通話と区別する必要性はなく、プライスキップ規制の対象として取り扱うことが適当である。
- ・ 国際通話については、対地国によりその料金幅等が多様であること、コストの約7割が国際中継アクセスチャージであることから、NTT東日本・西日本による料金設定の裁量の範囲が少ないため、プライスキップ規制にはなじまず、対象外として取り扱うことが適当である。
- ・ ワイヤレス固定電話については、基本料金の額がNTT東日本・西日本が提供する加入電話の上限を超えない額で提供されるものと定義されており(施行規則第14条第4号イ)、改めてプライスキップ規制にかける必要はなく、対象外として取り扱うことが適当である。

【国際通話コストの構成】



(出典) 上限価格方式の運用に関する研究会(第1回)
NTT東日本・西日本提出資料

【ワイヤレス固定電話の定義規定】

○電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)

(基礎的電気通信役務の範囲)

第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務(卸電気通信役務を含む。)とする。

- 一 アナログ電話用設備(事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十七条の二第二号イ、第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号並びに別表第一号において同じ。)(ワイヤレス固定電話用設備(事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。)を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの(手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。)

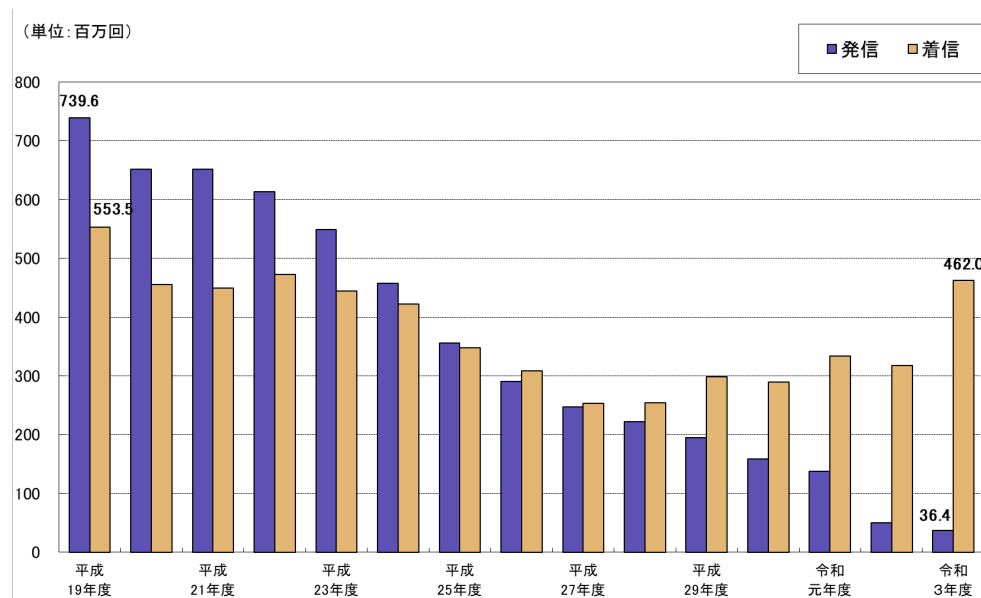
イ アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役務 アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの

- 四 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、ワイヤレス固定電話用設備を用いて提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの

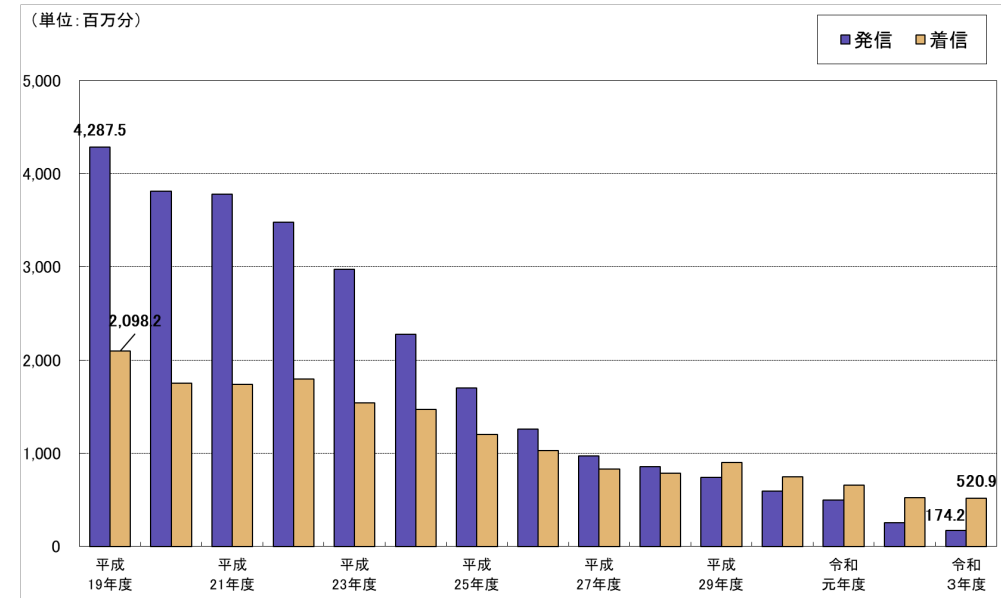
イ ワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役務 ワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備に対応する部分に係るものであつて、基本料金の額が当該電気通信役務の提供に係る区域における適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務(施設設置負担金の支払を要しない契約に係るものを除く。) の基本料金の額(押しボタンダイヤル信号とそれ以外とに区分されている場合は押しボタンダイヤル信号に係る額とし、住宅用とそれ以外とに区分されている場合は利用の態様に応じた区分に係る額とする。) を超えない額で提供されるもの

ロ～ハ (略)

【国際電話の発着信別通信回数の推移】



【国際電話の発着信別通信時間の推移】



(出典)総務省:通信量からみた我が国の音声通信利用状況

検討事項

- ◆ 令和6年1月から始まる「メタルIP電話」は加入電話に相当するものであるため、サービスの變更ではなく、料金体系の變更として捉え、料金指数の算出について適切な計算方法を検討すべきではないか。
- ◆ 現行の実際料金指数は、距離別料金を前提として算出されていることから、全国一律料金を前提とした算出方法に變更する必要があるのではないか。
- ◆ 變更後の料金体系に合わせて距離別トラヒックを取得しない場合、基準料金をどのように設定すべきか。

(事業者意見)

- ・ 距離段階別トラヒックを、IP網への移行後も取得する場合、料金指数算定のためにシステムに機能を実装させる必要があり、開発コストもかかるため事業者として非常に大きな負担。
- ・ 新たな算定方法においても、これまでの料金指数との継続性(料金低廉化状況の引継ぎ)が確保されることが不可欠。
- ・ IP網への移行後の指数計算のためのトラヒックは全国一括とし、基準時料金は制度開始時の平成12年4月から令和6年1月の全国一律料金に變更する。
- ・ 令和6年1月時点の基準時料金については、いったん平成12年4月を基準時料金とした状態で全ての距離段階別料金(現在料金)を變更後の8.5円とし、前年度(令和4年度)の距離段階別トラヒックを用いて指数を算定したうえで、その指数が引き継がれるように令和6年1月時点の料金を割り戻し調整することで、指数の連続性を維持すべきである。
- ・ 県間通話は、これまで提供していない新たなサービスとなるが、料金指数全体に影響を与えないように、平成11年報告書における「新サービスの扱い」に基づき、県間通話の類似サービスである県内通話の料金低廉化の実績を反映することが適当であり、IP網への移行時の県内通話の基準料金指数を県間通話料にも適用し、令和6年1月時点の新料金を基準料金指数で割り戻すことで基準料金を設定すべきではないか。

(構成員意見)

- ・ 令和4年度トラヒックベースでつなぐ手法は、物価指数や経済指数の旧推計・新推計をつなぐときに行う手法であり、プライシングの考え方でつなげていく方法に対応するため、合理的な考え方ではないか。＜伊藤構成員・中村構成員同旨＞
- ・ IP網への移行に対応するのであれば、より合理的に、あまりコストをかけずに済むような方法がよいのではないか。＜長田構成員＞

方向性

- ・「固定電話網の円滑な移行の在り方 一次答申 ～移行後のIP網のあるべき姿～」(平成29年情報通信審議会答申)で整理されたとおり、IP網への移行に伴い、NTT東日本・西日本が今後提供するメタルIP電話は、加入電話と同様の性格を有するものである。
- ・ メタルIP電話は、NTT東日本・西日本におけるネットワークの設備変更が行われることによる加入電話の置き換えであること、利用者にとって料金以外のサービス内容の変更がないことから、サービス変更ではなく、単なる料金の変更として捉えることが適当である。
- ・ 「新たな料金制度の運用等の在り方に関する研究会」報告書(平成11年。以下「平成11年報告書」という。)で整理されたとおり、料金指数の算出にあたっては、距離段階別料金が全国一律料金となる点を踏まえるべきである。

固定電話網の円滑な移行の在り方 一次答申 ～移行後のIP網のあるべき姿～

情報通信審議会 (平成29年3月28日)

3.3 利用者料金規制の在り方 3.3.2 具体的方向性(考え方)

IP網への移行に伴い、NTT東日本・西日本が今後提供するメタルIP電話は、利用者の利益に及ぼす影響が大きい固定電話サービスとして現在の加入電話と同様の性格を有するものと考えられる。このため、メタルIP電話(ISDN電話及び公衆電話も含む)を特定電気通信役務として位置付け、現行の加入電話と同等の利用者料金規制(プライスキップ規制等)を課すことが適当である。

「電気通信分野における上限価格方式の運用の在り方」

新たな料金制度の運用等の在り方に関する研究会(平成11年6月28日)

第3章 料金指数の算出方法 第2節 料金指数算出に当たり留意すべき点について

3 料金体系の変更を伴う料金改定時の扱い

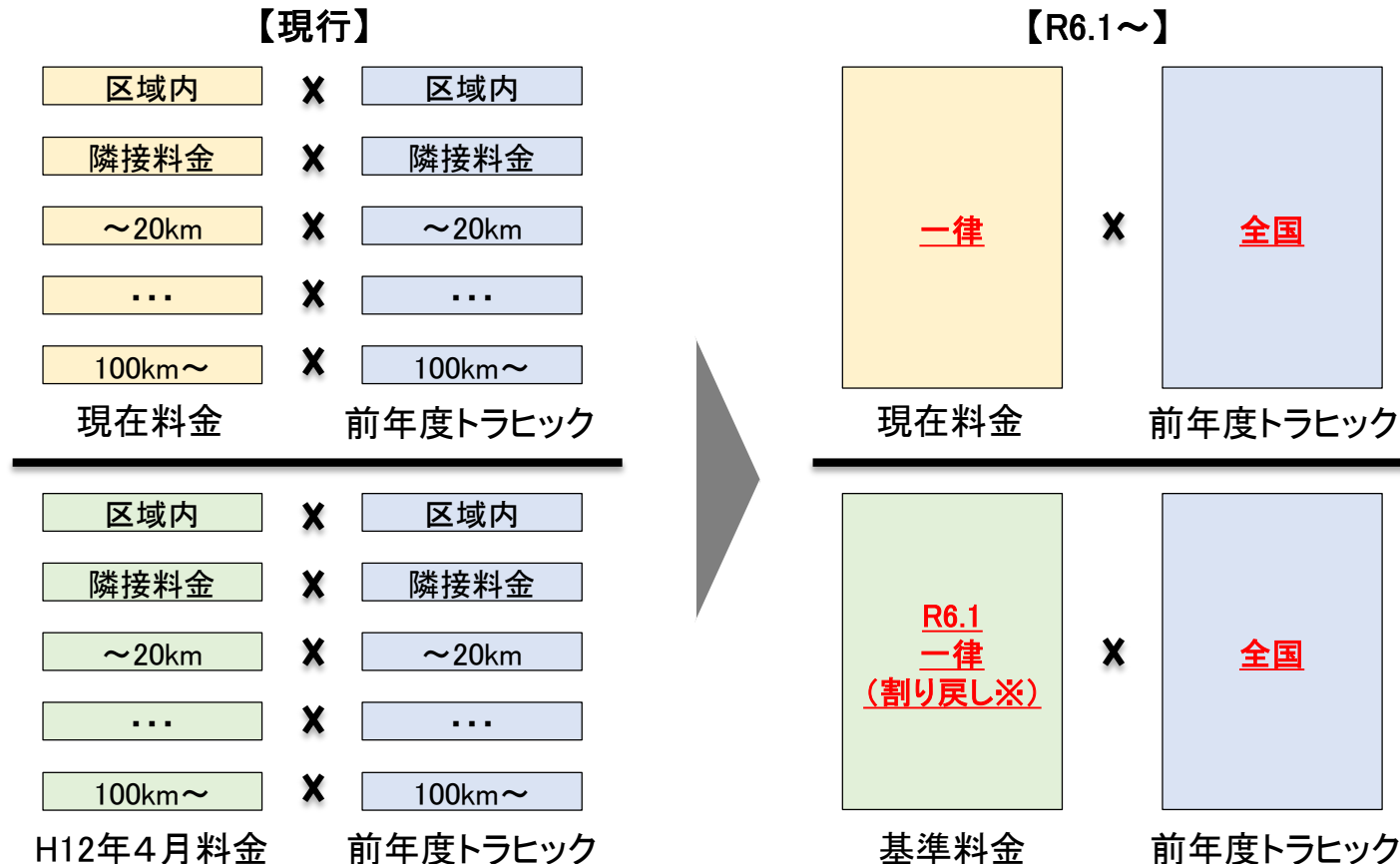
料金体系の変更については、単純な料金値下げと異なり、料金指数に与える影響を単純に算出することができないため、個々について、料金の変更前後でユーザ負担にどのような影響を与えるかを明らかにした上で、料金指数の算出に反映させる方法を考える必要があると考えられる。

(中略)

料金体系に大幅な変更を加える場合については、実際にこのような料金設定が行われた時点において、個々のケースに応じて適切な計算方法を検討することが必要となると考えられる。

方向性

- ・ 料金指数算出のためのトラヒックは、距離段階別トラヒックをプライスカップ制度のためだけに求めることは規制対応コストの観点から望ましくなく、料金指数の算出方法を簡素なものとするためにも、全国一律となる料金体系に合わせて、全国一括とすべきである。
- ・ 基準料金は、プライスカップ制度開始以降の料金指数との連続性を保つため、現在の平成12年4月時点から料金体系が変更される令和6年1月時点の料金に変更し、これを平成12年4月時点料金を基準に用いて算出した令和6年1月時点の料金指数で割り戻すべきである。



※平成12年4月時点の料金を基準に用いて算出した令和6年1月時点の料金指数により割り戻し

方向性

- ・ 平成11年報告書では、新サービスの料金指数算出について、「既存サービスと類似性があり、代替性があるサービス」については、既存サービスと同一の料金指数算出単位として料金指数に反映すること、「全く新しいサービス」については、基準料金を他の適用対象サービスの料金指数で割り戻す等により、料金指数水準に影響を与えないようにすることが必要としている。
- ・ 県間通話を令和6年1月からプライスカップ制度の対象とする場合、制度開始時からの料金指数水準に影響を与えないように、県間通話導入時(令和6年1月)時点の料金を現在の既存対象サービスの料金指数(平成12年4月時点を基準とした令和6年1月時点の料金)で割り戻し、県間通話に係る基準料金として設定することが適当である。
- ・ なお、NTT東日本・西日本のメタルIP電話は全国一律料金で提供されるため、令和6年1月以降の実際料金指数は同一の算出単位とすべきである。

「電気通信分野における上限価格方式の運用の在り方」

新たな料金制度の運用等の在り方に関する研究会(平成11年6月28日)

第3章 料金指数の算出方法 第2節 料金指数算出に当たり留意すべき点について

2 新サービスの扱い

(1) 既存サービスと類似性があり、代替性があるサービス

(略) 類似のサービス(既存サービス、既存の新サービス、新サービス)を同一の料金指数算出単位として扱うこととする。

(2) 全く新しいサービス

(略)

この場合、上限価格方式が適用された当初は、全体の料金指数に与える影響はないので問題はないが、次に料金変更が行われた場合、料金指数の基準時におけるそのサービスの料金が存在しないため、その料金変更を料金指数に反映させる方法が問題となる。

これについては、基準時の料金を提供開始時の料金と同一に設定する方法が考えられるが、この方法により加重平均して料金指数を計算すると、基準時から提供開始時まで料金は変化していないものとして扱うため、適用開始時から変化してきている料金指数を大きく変動させる可能性があり、適当ではない。

したがって、現在の料金を他の適用対象サービスの料金指数値で割り戻す等により基準時の料金を仮に設定し、料金指数水準に影響を与えないようにすることが必要となると考えられる。

検討事項

- ◆ 令和6年1月の利用者料金変更に併せて、適用期間中のX値及び基準料金指数を変更する必要があるか。
- ◆ X値については、算定のために必要なNTT東日本・西日本の収入予測及び収入費用に対する料金体系の変更の影響を踏まえて検討すべきではないか。
- ◆ 基準料金指数については、実際料金指数の算出方法及びX値の扱いに応じて対応すべきではないか。

(事業者意見)

- ・ IP網への移行後の通年ベースの費用実績が最初に出るのは令和7年度であり、令和8年度まで収支予測の基礎となる会計実績がないため、それまでの間は、実績に基づく収支予測、X値の決定が困難である。
- ・ IP網への移行後は、電話以外の他のサービスとIP網を共有するため、電話以外のサービスを含めた予測作業が発生するという点において、これまで以上の稼働をかけて取り組む事になる懸念がある。

(構成員意見)

- ・ IP網への移行に係る過渡期は、予測に予測を重ねるような費用情報で計算することになるため、正確なデータがとれる時期に整合的に計算していくという方法が望ましいのではないか。＜中村構成員＞
- ・ IP網への移行に対応するのであれば、より合理的に、あまりコストをかけずに済むような方法が良いのではないか。＜長田構成員＞（再掲）
- ・ IP網へ移行するタイミングがする年度の区切りに合わない点については難しい点はあるが、X値算定に用いる3年分の立方根の代わりに月数にあったものに合わせるなどの手法により、形式的に体裁を整えることは可能ではないか。＜伊藤構成員＞

方向性

- ・ X値の算定には、NTT東西の直近の決算値を踏まえた費用予測を使用しているが、令和6年1月時点ではPSTNを前提とした決算値(令和4年度)しか得られず、仮にX値を算定し直すこととした場合、IP網に係る費用は推計が必要となる。また、この時期(令和6年1月～令和7年1月)はPSTNとIP網の併用期間となるため、更に推計を重ねる必要がある。
- ・ X値の算定に係る事業者負担に鑑みれば、算定方法は合理的であることが望ましく、また、推計を重ねるよりも、正確なデータに基づき整合的に計算することが望ましい。また、PSTNからIP網への移行期では、一時的な費用の上昇も想定されるため、IP網への移行後の決算データが得られるまでは、PSTNに基づく決算値を使用したX値及び基準料金指数を適用することが適当である。

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
マイグレ スケジュール		PSTN		★料金変更 PSTN/IP網併用	★IP網への完全移行	IP網		
決算値	R2年度 (PSTN)	R3年度 (PSTN)	<u>R4年度 (PSTN)</u>	R5年度 (PSTN/IP)	R6年度 (PSTN/IP)	R7年度 (IP)	R8年度 (IP)	R9年度 (IP)
検討タイミング								
X値適用期間								
基準料金指 数適用期間								

マイグレスケジュール: R3年度からR6年度はPSTN、R5年度からR6年度はPSTN/IP網併用、R6年度からR10年度はIP網。
 決算値: R2年度(PSTN)、R3年度(PSTN)、R4年度(PSTN)、R5年度(PSTN/IP)、R6年度(PSTN/IP)、R7年度(IP)、R8年度(IP)、R9年度(IP)。
 X値適用期間: 現行X値(R3.10～R6.9)、次期X値(R6.10～R9.9)、次々期X値(R9.10～R12.9)。
 基準料金指数適用期間: 現行基準料金指数(R3.10～R6.9)、次期基準料金指数(R6.10～R9.9)、次々期基準料金指数(R9.10～R12.9)。

2. 対象サービスの検討

【音声伝送バスケットと加入者回線サブバスケット】

種 別	対象サービス
音声伝送バスケット	加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金、通話・通信料)、公衆電話(通話・通信料)、番号案内料
加入者回線サブバスケット	加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金)

【音声伝送バスケットに加入者回線サブバスケットが占める割合】

		平成16年度	平成19年度	平成22年度	平成25年度	平成28年度	令和元年度
収入	NTT東日本	74.6%	80.8%	84.4%	86.7%	88.9%	90.3%
	NTT西日本	73.9%	81.2%	85.5%	87.3%	89.2%	90.5%
費用	NTT東日本	74.8%	87.3%	88.9%	90.1%	90.5%	91.0%
	NTT西日本	75.2%	87.5%	90.1%	90.5%	91.1%	91.2%

【加入者回線サブバスケットのX値】

	X値	理由
平成18年	CPI連動	具体的なX値の算定が困難
平成21年	CPI連動	具体的なX値の算定が困難
平成24年	CPI連動	具体的なX値の算定が困難
平成27年	音声伝送バスケット準用	音声伝送バスケットに占める割合が高く、同一視できる水準
平成30年	音声伝送バスケット準用	音声伝送バスケットに占める割合が高く、同一視できる水準
令和3年	音声伝送バスケット準用	音声伝送バスケットに占める割合が高く、同一視できる水準

検討事項

- ◆ 音声伝送バスケットに占める加入者回線サブバスケットの割合が年々上がっており、また、X値も音声伝送バスケットと加入者回線サブバスケットに同じ値を適用しているなかで、サブバスケットを維持する必要はないのではないか。

(事業者意見)

- ・ 音声バスケットの中では、加入者回線バスケットが大宗であり、通話料が指数に与える影響割合はかなり低下しており、IP網への移行後に料金が一層下がることで、ますますその影響は低下していくことが見込まれている。

(構成員意見)

- ・ サブバスケットの区別を今後も続けていくかどうかについては、取り払ってもよいのではないか。＜伊藤構成員＞

方向性

- ・ 音声伝送バスケットに占める加入者回線サブバスケットの割合が年々上がっており、また、X値も音声伝送バスケットと加入者回線サブバスケットに同じ値を適用しているなかで、サブバスケットを撤廃することが適当である。

追加検討事項

- ◆ プライスカップ制度は、競争が十分に進展していないサービスであって、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものを対象としているが、現在規制対象となっている固定電話は需要減が顕著であり、制度の導入当初の目的・役割は終えたのではないか。

(事業者意見)

- ・ 特定電気通信役務は、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務が対象だが、当社の住宅用通話料収入額が家庭最終消費支出に占める割合は約0.003%。様々な代替サービスが利用されている状況に鑑みれば、住宅用に係る需要も含めて利用者への影響は大きいとは言えないのではないか。
- ・ 物価上昇が懸念される中でプライスカップ制度を継続せざるを得ないとしても、少なくとも通話料は規制の対象外としていただきたい。
- ・ 音声通話サービスについては、利用者が様々な手段を選択可能であることに加え、固定電話の通話料はIP網への移行により全国一律料金への見直しを行うなど低廉化を見込んでおり、通話料への規制の必要性は低下しているのではないか。
- ・ 通話料を規制の対象から外した場合でも、総務省において、指定電気通信役務損益明細表や、指定役務の約款届出により収支や料金の動向確認は可能。万が一値上げをしても他の安いサービスに移行されるだけなので、そうした懸念も存在しないと考えている。

(構成員意見)

- ・ プライスカップは使命を終えたのではないか、という考えに賛同できる部分は多いが、継続性の問題さえ解決すれば、時間軸に沿って料金単価がどう変わっているかが透明化される仕組みは必要。＜伊藤構成員＞
- ・ 昨今のエネルギー価格の上昇を受けた物価上昇局面を考えると、趣旨としての上限価格方式は生き得ると思っている。エネルギー価格とダイレクトに連動するような品目ではないということを勘案しても、電気通信にCPI-Xの上限を超えない規制があるということは、これからも続いていく価値があると考える。＜関口構成員＞
- ・ 電気通信役務の役割も、競争状況、代替性もプライスカップの導入時とは大きく変わっている。今回の議論に当たっては、実際の計算方法の検討も必要である一方、並行して、これからのプライスカップ規制をどうすべきかも議論すべきではないか。競争全体に目を向けて広い視点で何らかの規制方式を考えるべき。＜山内構成員＞
- ・ 規制の在り方をそもそも論から考える必要があり、何らかの見直しをしてもいいのではないか。別の場での議論になると思うが、本研究会の趣旨を踏まえて議論してほしい。＜関口構成員＞
- ・ 現在は対象が固定電話に閉じているが、縮退していく市場でもあり、その意味でも、プライスカップ規制がこのままでいいのか、固定電話にこだわらず総務省全体の問題として捉えるのはよいことではないか。＜伊藤構成員＞
- ・ 固定電話の音声のサービスと、携帯電話やオンラインツール等の他のサービスとの競争の有無・代替性の有無については、検証実施可能性(検証コスト等)も考慮の上、客観的な根拠に基づき論理的に議論する必要がある。＜中村構成員＞
- ・ ユニバーサルサービスがブロードバンドに拡大した中で、利用者への影響が大きい役務はデータ通信に移っているのではないか。データ通信は、地域によってブロードバンド1社提供もあるなど競争が機能していない面もあるだろうから、議論を続けていく必要があるのではないか。＜中村構成員＞
- ・ 通信分野は生活に絶対に必要なものとなっているが、1社提供の地域などもある以上、競争全体に目を向け、その中でどういう仕組みが正しいのか、現在のプライスカップ制度に限られずきちんと議論するタイミングに来ているのではないか。＜長田構成員＞

方向性

- ・ 昨今の物価上昇局面に鑑みれば、国民生活に不可欠である電気通信分野に利用者料金の上昇を抑制する仕組みは引き続き必要と考えられる。
- ・ 平成12年の制度導入以降、電気通信役務の役割や競争状況、代替性等に変化が見られるものの、平成21年に専用役務を対象外とした以外に大きな見直しは行われていないため、これらの環境変化を踏まえた制度の在り方について総務省において根本的な見直しを行うべきである。
- ・ その際は、現在の制度対象である固定電話サービスに限らず、代替となり得るその他の音声サービスやブロードバンドサービス等について、検証に要するコストも考慮の上、可能な限り客観的な根拠に基づき競争環境や代替性等幅広い視点からの検討を行う必要がある。

電気通信事業分野における市場検証(令和3年度) 年次レポート

⑤ 固定電話市場

市場構造に関する指標として、東日本・西日本別に事業者別シェア等を確認したところ、いずれにおいても、NTT 東西のシェアは減少傾向にあるものの、依然として 60%を超えている。

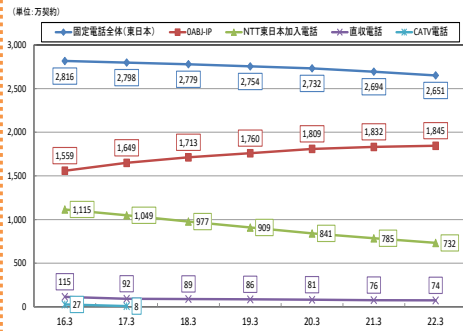
市場全体の動向に関する指標として、固定電話の契約数の推移等を確認したところ、固定電話全体では、特に NTT 東西加入電話が減少していることを要因として、緩やかに減少を続けている。

事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数の増減率等を確認したところ、主要各社の契約数の増減率について、直近では、NTT 東西は每期－2%～－3%程度で減少を続けており、KDDI グループは每期－1%～±0%程度、ソフトバンクは每期＋3%～＋4%程度、オプテージは每期±0%程度で推移している。

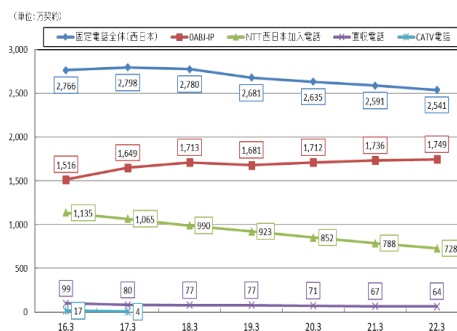
このように、固定電話市場においては、NTT 東西のシェアは2位以下の事業者のシェアを大きく引き離しているものの、そのシェアは減少傾向にあり、市場全体としても、継続的に縮小傾向にある。

【固定電話の契約数の推移(東西別)】

【東日本地域】

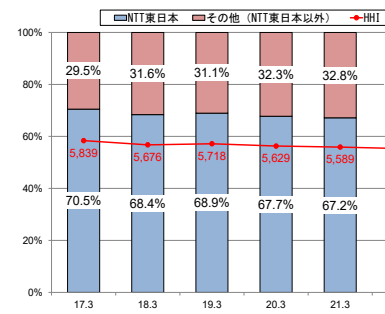


【西日本地域】

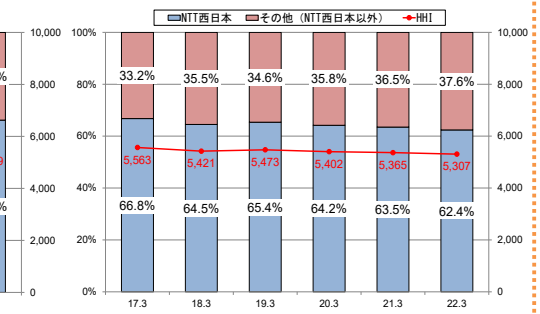


【固定電話の契約数における事業者別シェアの推移(東西別)】

【東日本地域】



【西日本地域】



注1: 「OABJ-IP電話」は、利用番号数をもって契約数とみなしている。なお、OABJ-IP電話はNTT東西加入電話等との代替性が高いため固定電話に加えている。

注2: 「CATV電話」は、CATV事業者が提供する固定電話サービスのうちアナログ電話を計上している。なお、CATV事業者が提供するIP電話については「OABJ-IP電話」に計上している。以下同じ。

電気通信事業分野における市場検証(令和3年度) 年次レポート

① 固定系ブロードバンド市場

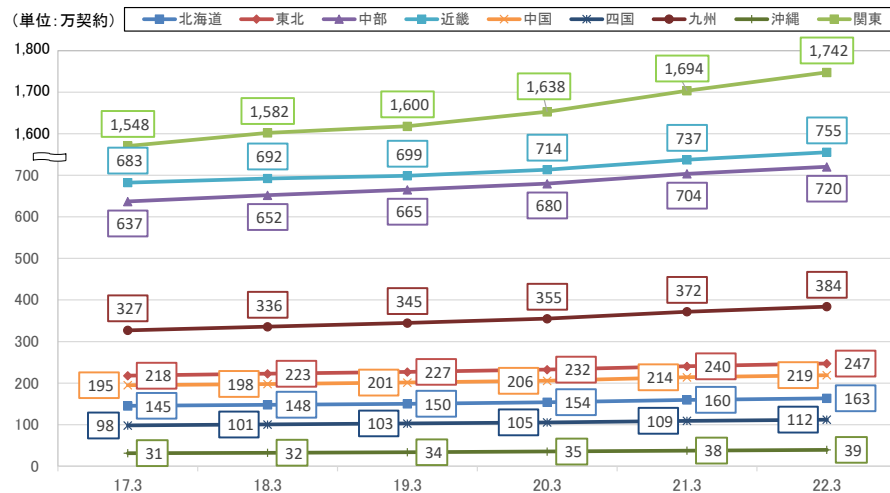
市場構造に関する指標として、地域ブロック別の事業者別シェア等を確認したところ、北海道・東北においては、NTT東西のシェアが高い状態が続いており、関東・中部・沖縄においては、KDDIグループが一定程度のシェアを有しているものの、NTT東西のシェアが50%を超える状態が続いている。近畿においては、KDDIグループのほか、電力系事業者が一定程度のシェアを有しており、NTT東西のシェアは50%を下回っている。中国・四国・九州においては、KDDIグループや電力系事業者が一定程度のシェアを有しているものの、NTT東西のシェアが50%を超える状態が続いている。

市場全体の動向に関する指標として、地域ブロック別の固定系ブロードバンドの契約数の推移等を確認したところ、固定系ブロードバンドの契約数は、いずれの地域ブロックにおいても、緩やかに増加している。

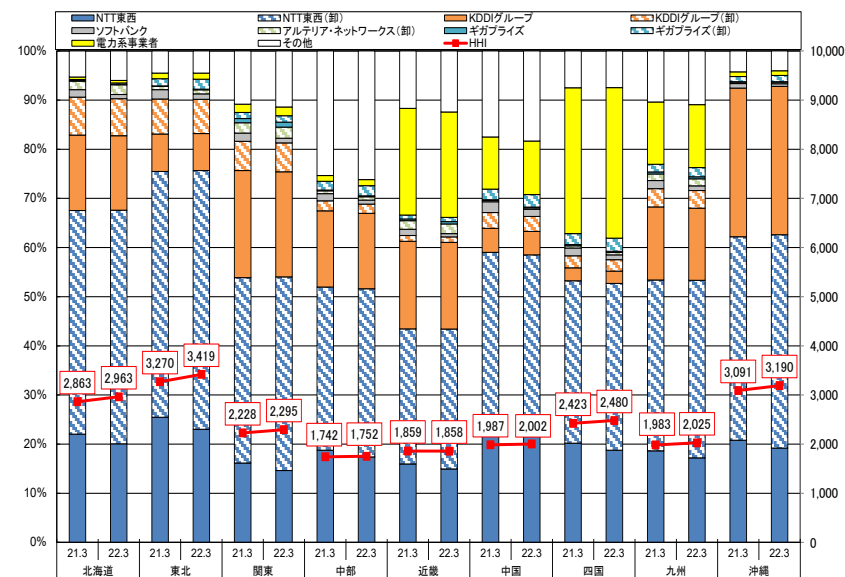
事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数(卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。)の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の契約数について、2021年度においては、NTT東西は44万の減少であり、NTTグループ(NTT東西、NTTドコモ、NTTコム)としてみると、21万の減少となっている。他方で、KDDIグループは8万の増加、電力系事業者は9万の増加となっている。

このように、固定系ブロードバンド市場の小売市場については、地域ブロックごとに競争状況に差異はあるものの、総じてNTT東西のシェアは高い状態が継続している。

【固定系ブロードバンドの契約数の推移(地域ブロック別)】



【固定系ブロードバンド市場の事業者別シェアの推移(地域ブロック別)】



電気通信事業分野における市場検証(令和3年度) 年次レポート

③ FTTH市場
ア 小売市場

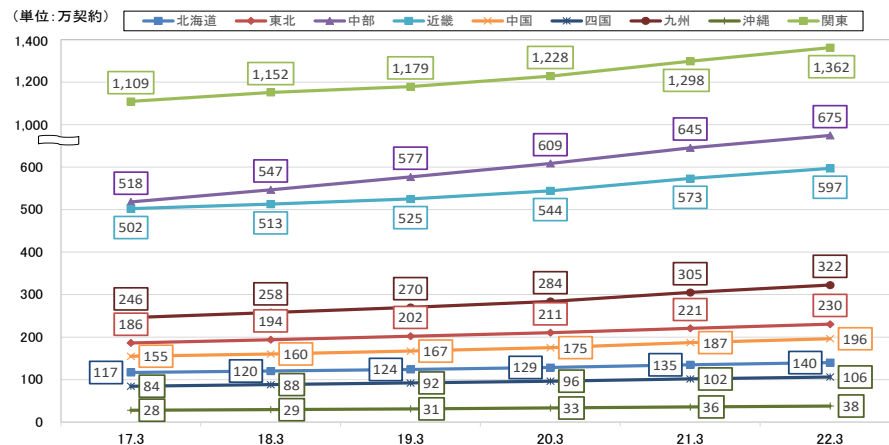
市場構造に関する指標として、地域ブロック別の事業者別シェア等を確認したところ、北海道・東北・関東においては、NTT 東西のシェアが約70～80%と高い状態が続いており、中部・沖縄においては、KDDI グループが一定程度のシェアを有しているものの、NTT 東西のシェアが 50%を超える状態が続いている。近畿・中国・四国・九州においては、電力系事業者が一定程度のシェアを有しているものの、NTT 東西のシェアが 50%を超える状態が続いている。

市場全体の動向に関する指標として、地域ブロック別の FTTH 契約数の推移等を確認したところ、FTTH 契約数は、いずれの地域ブロックにおいても、緩やかに増加している。

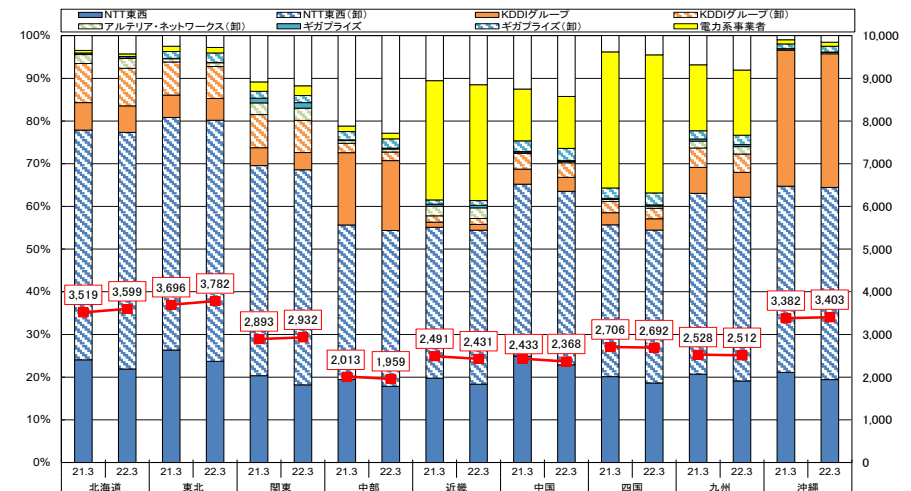
事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の契約数(卸電気通信役務の提供に係るものは含まない。)の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の契約数について、2021 年度においては、NTT 東西は 34 万の減少、NTT ドコモは22 万の増加となっており、NTT グループ(NTT 東西、NTT ドコモ、NTT コム)としてみると、12 万の減少となっている。KDDI グループは 4 万の増加、電力系事業者は 9万の増加、ソフトバンクは 33 万の増加となっている。なお、参考として、サービス提供主体別のシェアを確認したところ、個社別では、NTT ドコモが 19.8%とシェアトップであり、ソフトバンク(11.9%)、NTT 東(9.8%)、NTT 西(9.2%)の順となっている。

このように、FTTH 市場の小売市場については、地域ブロックごとに競争状況に差異はあるものの、設備設置事業者別のシェアをみると、総じて NTT 東西のシェアは高い状態が続いている。一方で、全国単位ではあるが、サービス提供主体別のシェアをみると、NTT ドコモがシェアトップとなるなど、シェア構造は大きく異なっている。ただ、この場合でも NTT グループのシェアは 40%を超えており、低下傾向にありつつも、依然としてシェアが高い状態が続いている。

【FTTHの契約数の推移(地域ブロック別)】



【FTTH市場(小売市場)の事業者別シェアの推移(設備設置事業者別)(地域ブロック別)】



電気通信事業分野における市場検証(令和3年度) 年次レポート

③ FTTH市場
イ 卸売市場

市場構造に関する指標として、地域ブロック別の事業者別シェア等を確認したところ、関東及び沖縄を除き、NTT 東西のシェアは 80%を超えており、関東においても、NTT 東西のシェアは 70%を超えている。沖縄においては、KDDI グループが一定程度のシェアを有しているものの、NTT 東西のシェアは 50%を超えている。市場全体の動向に関する指標として、地域ブロック別の FTTH 卸契約数の推移等を確認したところ、FTTH 卸契約数は、いずれの地域ブロックにおいても、緩やかに増加している。

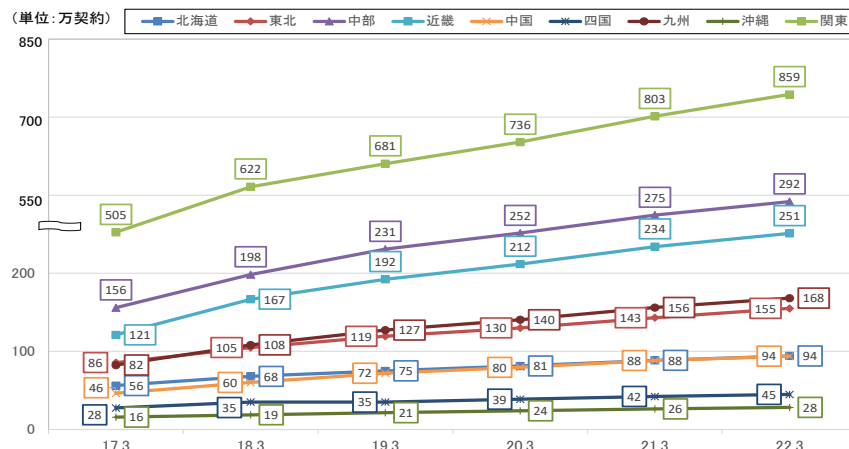
事業者のサービス間の代替性に関する指標として、主要各社の卸契約数の増加数・減少数等を確認したところ、主要各社の卸契約数について、2021 年度においては、NTT 東西は 105 万の増加、KDDI グループは 1 万の増加となっている。

なお、参考として、NTT 東西のサービス卸に関する各種の指標を確認した。まず、サービス卸の契約数は増加し続けており、NTT 東西の FTTH 契約数におけるサービス卸契約数の割合も上昇を続け、70%程度となっている。他方で、サービス卸の卸先事業者数はほぼ横ばいとなっている。また、サービス卸の契約数に占める NTT グループへの卸契約数の割合は、50%程度の水準を推移しており、卸先事業者の形態別にみると、MNO が 70%を超える水準で推移している。

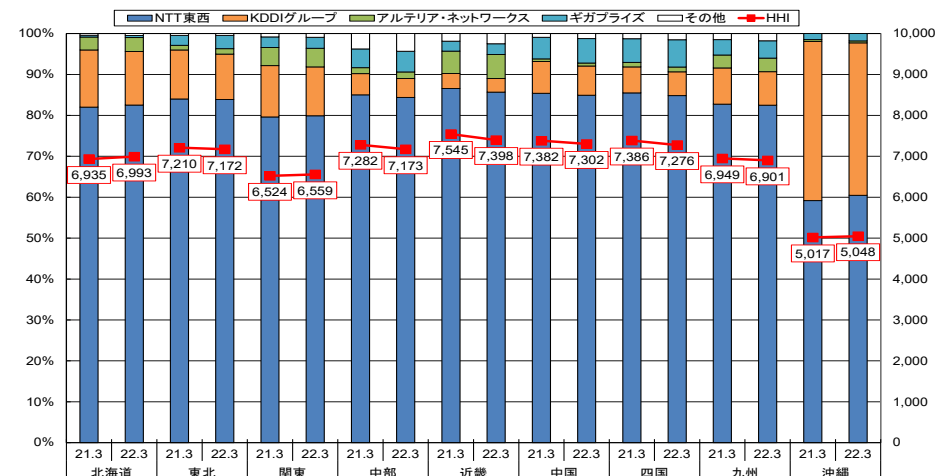
また、参考として、地域ブロック別の光ファイバ回線の設備シェアの推移を確認したところ、北海道・東北・関東においては、NTT 東西のシェアが 80%を超えており、中部・近畿・中国・四国・九州・沖縄においては、KDDI グループ、電力系事業者又はCATV 事業者が一定程度のシェアを有しており、特に近畿においては、NTT 東西のシェアは 50%台である。

このように、FTTH 市場の卸売市場については、一部の地域ブロックを除いて、NTT東西がシェア2位以下の事業者を大きく引き離し、圧倒的なシェアを有している状況にある。

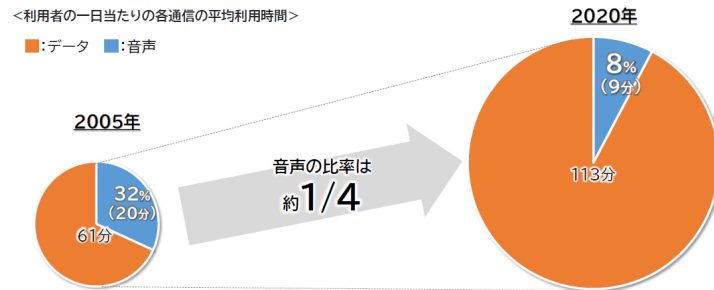
【FTTHの卸契約数の推移(地域ブロック別)】



【FTTH市場(卸売市場)の事業者別シェアの推移(設備設置事業者別)(地域ブロック別)】



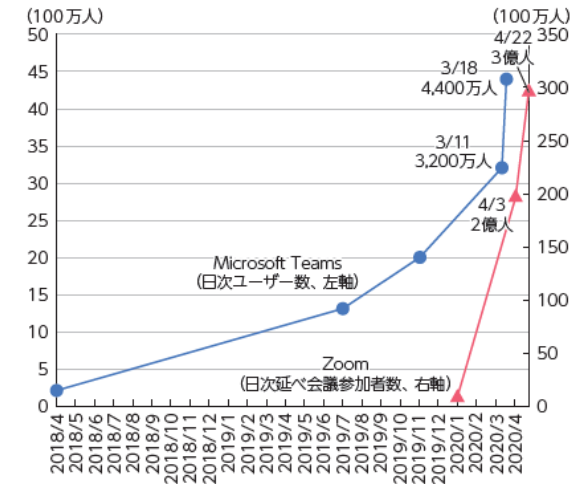
【コミュニケーションに音声占める割合】



*平成23年版情報通信白書「図表1-3-1-1 情報メディアの利用時間」および 令和3年版情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査より

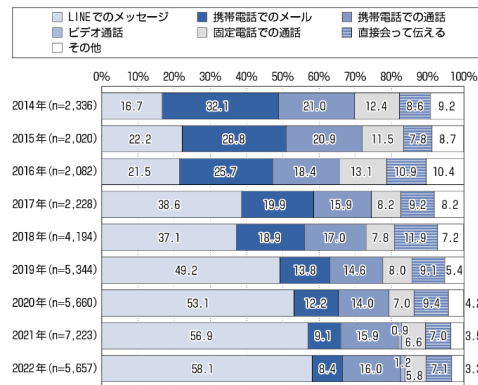
(出典) 上限価格方式の運用に関する研究会(第1回)
NTT東日本・西日本提出資料

【オンラインコミュニケーションツール(Microsoft Teams及びZoom)の利用状況】



(出典) 令和3年版情報通信白書

【友人に日常会話を伝えるために最も多く使う手段の年次推移(単一回答)】



注1: 携帯電話所有者で、1年以内にそれぞれの相手と連絡をとった人が回答。

注2: 携帯電話での通話は、LINEやSkypeなどを用いた通話も含む。

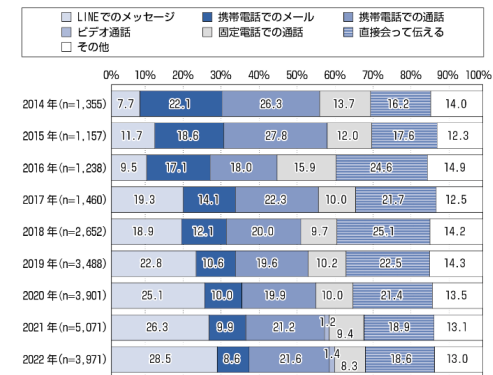
注3: 「その他」は「パソコンを用いたメール」と2014年、2015年、2016年は「手紙」を含む。

注4: ビデオ通話は、2021年から聴取。

出典: 2014年-2022年一般向けモバイル動向調査

(出典) モバイル社会白書(2022年版)

【仕事関係者に日常会話を伝えるために最も多く使う手段の年次推移(単一回答)】



注1: 携帯電話所有者で、1年以内にそれぞれの相手と連絡をとった人が回答。

注2: 携帯電話での通話は、LINEやSkypeなどを用いた通話も含む。

注3: 「その他」は「パソコンを用いたメール」と2014年、2015年、2016年は「手紙」を含む。

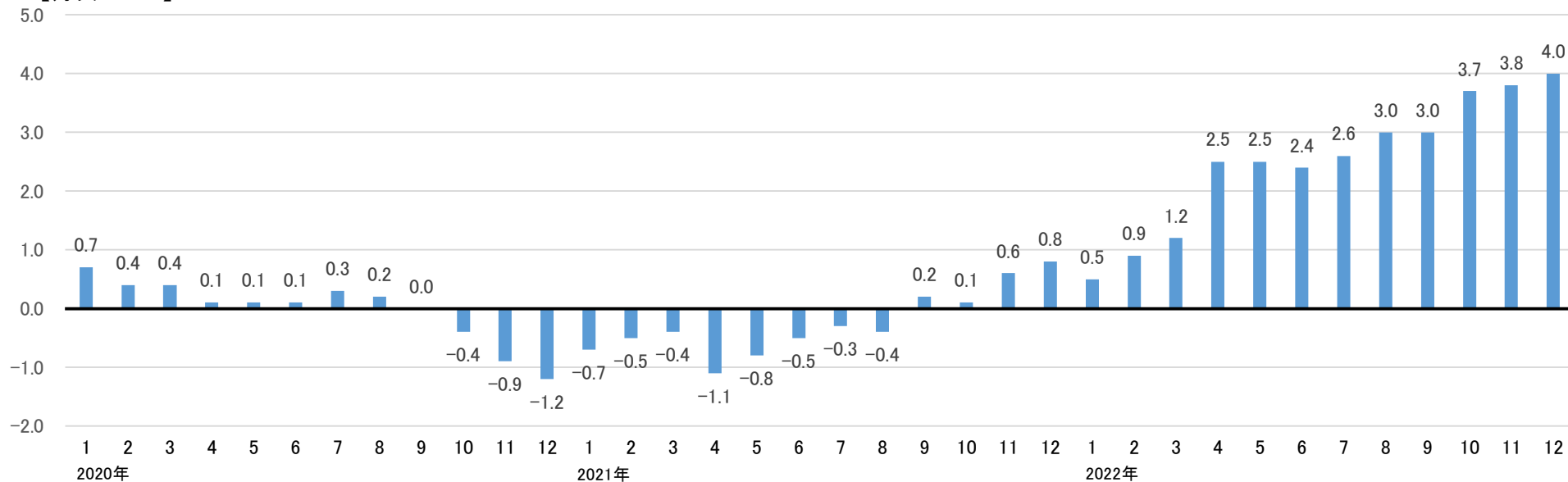
注4: ビデオ通話は、2021年から聴取。

出典: 2014年-2022年一般向けモバイル動向調査

(出典) モバイル社会白書(2022年版)

指数変動率の推移

【月次ベース】



【年次ベース】

